

広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示

平成30年4月26日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構理事長 影本 正之

1 事業の概要

(1) 事業名

広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業

(2) 履行場所

広島市安佐北区亀山南一丁目

(3) 事業内容

「広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業に係る公募型プロポーザル応募説明書」（以下、「プロポーザル説明書」という。）のとおり。

(4) 事業期間

① エネルギーサービス業務

エネルギー供給開始日から、20年間とする。

注）エネルギー供給開始日は、平成33年度を予定しているが、詳細は、新病院の建設スケジュールを踏まえ決定する。また契約締結までの調整の中で、事業期間を20年目の年度末までとする場合もある。

② ファシリティマネジメント業務

エネルギー供給開始日から、4年間とする（当初）。

注）エネルギー供給開始日は、平成33年度を予定しているが、詳細は、新病院の建設スケジュールを踏まえ決定する。また契約締結までの調整の中で、事業期間を4年目の年度末までとする場合もある。

(5) 事業担当課

地方独立行政法人 広島市立病院機構

本部事務局 安佐市民病院整備室

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（広島市立安佐市民病院内）

TEL：082-815-6792 E-mail：hirokokou-honbu@hcho.jp

(6) 契約担当課

上記1(5)と同じ。

2 受託候補者の選定方法

- (1) 公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。
- (2) 公募型プロポーザルの手続き等の詳細については、プロポーザル説明書による。

3 応募者の構成等

この事業に応募する事業者（以下、「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 単独企業又は共同事業体とする。
- (2) 共同事業体を構成する企業数の上限は3者とし、本事業の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。
- (3) 共同事業体を構成する企業（以下、「構成員」という。）の中から応募者を代表し、窓口となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めなければならない。
- (4) 共同事業体の各構成員の出資割合は、2者の場合は1者につき10分の3以上を、3者の場合は1者につき10分の2以上を必要とし、かつ代表企業の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこととする。
- (5) 共同事業体の構成員は、他の応募者と重複参加できないものとする。

4 プロポーザル参加資格

応募者（共同事業体の場合、構成員の全て）は、次に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 公示の日から受託候補者の選定日までの間において、営業停止処分又は都道府県及び地方自治体の競争参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (2) 公租公課を滞納していない者であること。
- (3) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けないものは除く。）。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 次に掲げる類似業務の履行実績を有すること。

ア 単独企業で参加する場合

平成15年4月1日以降に、延べ床面積25,000㎡以上かつ210床以上の独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、私立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的医療機関（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）のエネルギーサービス事業（電気、ガス等のエネルギーを自らが設計・設置・所有（保全を含む。）した設備を用いて、電気、冷水、温水、湯、蒸気等の加工エネルギーに変換して消費者に供給する事業。ESCO事業を除く。）

を受注した実績（公示日においてエネルギー供給を開始しているものに限る。）を有する者であること。

イ 共同事業体で参加する場合

代表企業が、前記アの実績を有すること。

(6) 参加の制限

次のいずれかに該当する者は、参加資格を満たしているものであっても、本プロポーザルに参加できない。

ア 広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業プロポーザル審査委員会の委員

イ 前記アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

ウ 「広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務」受注者から、再委託を受けた者

エ 「広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務」受注者に協力し、本事業に関する部分のシステム設計、設計計算等の協力を行った者

オ 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第2条の規定に該当する者

5 プロポーザル説明書等の配布方法

地方独立行政法人広島市立病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から平成30年5月15日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 配布場所

前記1(5)の事業担当課

6 参加資格確認申請書の提出期限等

(1) 提出期間

公示日から平成30年5月16日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の事業担当課

(3) 提出方法

参加資格確認申請書（様式第1号等）を作成し、添付書類とともに、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

平成30年5月23日（水）までに参加資格確認結果を通知する。参加資格が認め

られた者以外の者は、本プロポーザルに係る企画提案書の提出を行うことができない。

7 参加資格確認申請に関する質問の提出期限等

- (1) 提出期限
平成30年5月8日（火）午後5時00分まで
- (2) 提出場所
前記1(5)の事業担当課
- (3) 提出方法
質問は、書面で行うこととし、電子メールにより提出する。
- (4) 質問に対する回答
応募者全員に対して直接回答する。

8 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限
公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知日から、平成30年6月20日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 提出場所
前記1(5)の事業担当課
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

9 企画提案書に関する質問の提出期限等

- (1) 提出期限
公募型プロポーザル参加資格確認結果の通知日から、平成30年6月1日（金）午後5時00分まで。
- (2) 提出場所
前記1(5)の事業担当課
- (3) 提出方法
質問は、書面で行うこととし、電子メールにより提出すること。
- (4) 質問に対する回答
応募者全員に対して直接回答する。

10 受託候補者の選定等

- (1) 企画提案書の審査
広島市立新安佐市民病院（仮称）エネルギーサービス事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）の委員が行う。
- (2) 審査基準

プロポーザル説明書別紙2 受託候補者選定基準による。

(3) 受託候補者の選定

委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全ての応募者に対して書面により通知する。

11 契約の締結

受託候補者を優先交渉権者とし、事業契約の締結等に向け、両者の義務についての規定及び事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定めた基本協定を締結する。詳細については、プロポーザル説明書による。

12 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 参加資格を有しない者の応募は無効とする。
- (3) 企画提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合の応募は無効とする。
- (4) 仕様書等の条件に違反した者の企画提案書は無効とする。
- (5) その他、詳細はプロポーザル説明書による。